

虐待防止のための指針

社会福祉法人みな福祉会

第1 虐待防止に関する基本的考え方

1 当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第2 虐待防止委員会に関する事項

1 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、経営する事業毎に「虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は各施設の施設長とし、管理者、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下「担当者」という。)」とします。

2 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関連が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

3 施設内で併設する事業や法人内の別事業と連携して委員会を開催する場合があります。

4 委員会は、必要な都度担当者が招集します。

5 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には次のような内容について協議する

ものとしてします。

- (1) 委員会その他施設内の組織に関すること
- (2) 虐待防止のための指針の整備に関すること
- (3) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (7) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

第3 虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

- 1 職員に対する虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底します。
- 2 実施は年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

第4 虐待またはその疑い(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応に関する基本方針

- 1 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

第5 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- 1 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- 2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう最新の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断された場合には、市町村の窓口等外部機関に相談します。

5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

第6 成年後見制度の利用支援に関する事項

1 利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

第7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

1 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。

3 対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

第8 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

1 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人のホームページにおいていつでも閲覧することができます。

第9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

1 虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和5年11月1日より施行する。